平成２１年（フ）第４９２号
神奈川県中郡大磯町大磯2310番地９　ローゼンハイム湘南Ｃ―102号
債務者　山田　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９５号
大阪府寝屋川市御幸東町33番20号
債務者　青木　正雄
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２９７号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―1208号
債務者　服部　雅江
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６８６号
大阪府門真市古川町９番３号
債務者　山口　澄子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１６９号
大阪市東淀川区大桐５丁目７番３―607号
債務者　前田　義弘
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８６号
大阪府東大阪市足代北２―９―４
債務者　石川　伸彦
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３４号
大阪府大東市灰塚４丁目13番10号　レインボー大東403号
債務者　大浜　豊和
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８２号
大阪府守口市大日町１丁目15番22―205号
債務者　實山　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６５号
大阪府茨木市東太田１―３―114、登録原票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目54番12―603号
債務者　小山見穂こと佐々木見穂こと　朴　見穂
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６６号
大阪市平野区長吉長原４丁目１番22号
債務者　山﨑　文江（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３５号
大阪市西成区千本南１丁目16番８号　プレミシス岸里702号
債務者　山下　依子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８５号
大阪市浪速区敷津西２丁目２番21号　ローズライフ華502号
債務者　船附　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５７号
大阪市鶴見区今津南３丁目５番８号201号
債務者　相澤　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８５号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目８番28号
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０８号
大阪府八尾市久宝寺４丁目３番65―105号
債務者　柳井　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４０号
大阪市生野区巽北４丁目14番５号
債務者　金本順子こと　姜　　愛順
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６９号
大阪府豊中市寺内２丁目10番５―303号
債務者　篠田　敬子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで大阪地方裁判所第６民事部